

京 都 大 学 経 済 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 5 条 学部科目及び全学共通科目の単位数、配当及び授業時間数は、別に定めるところによる。</p> <p>(中 略)</p> <p>第 1 3 条 4年以上在学し、学部の定めるところにより、140単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第 5 4 条に定める学士の学位を授与する。</p> <p>2 次の各号に掲げる単位数は、教授会の議を経て、前項の単位数に算入することがある。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 通則第 2 2 条第 1 項の規定により本学に入学する前に大学又は短期大学において履修し修得した単位数 (大学設置基準 (昭和 3 1 年文部省令第 2 8 号) 第 3 1 条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。)</u></p> <p><u>(5) 通則第 2 2 条第 2 項の規定により本学に入学する前に行つた短期大学又は高等専門学校^{の専攻科}における学修その他文部科学大臣が別に定める学修により履修し修得した単位数</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 5 条 (同 左)</p> <p><u>第 5 条の 2 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限に関する事項は、教授会で定める。</u></p> <p>第 1 3 条 } (同 左)</p> <p>2 } (1)～(3)</p> <p>3・4 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 改正後の第 1 3 条第 2 項の規定は、この規程施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。</p>